平成２１年（フ）第１６９５号
愛知県北名古屋市徳重西出99番地
破産者　トーカイサービスこと　國谷　　廣
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８８号
名古屋市守山区苗代１丁目９番９号　ジュネスＫ・Ｕ203号室、開始決定時の住所名古屋市守山区小六町17番18号
破産者　宮本　政勝
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５号
愛知県一宮市開明字出屋敷26番地６
破産者　大井　英雄
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８５号
神戸市灘区上野通２丁目２番８号
破産者　井上　早弥
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３１号
神戸市灘区都通５丁目４番８号第一坂田ビル505号、前住所神戸市灘区大石南町２丁目８番９号
破産者　仲田　和富
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１４号
神戸市灘区将軍通４丁目３番23号シティライフ灘201、前住所神戸市中央区磯上通２丁目２番32号
破産者　山下　貴三
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１７号
神戸市長田区四番町７丁目27番地　ワコーレ長田綜合ビル302号
破産者　牧本　晴仁
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１５９１号
広島市東区温品４丁目６番11―402号、破産手続開始決定時の住所広島市東区戸坂新町１丁目４番16号
破産者　山崎　晋介
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２９６号
山口県山口市小郡下郷100―126　国森すまいる住宅104
破産者　小島　純一
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２９７号
山口県山口市小郡下郷100―126　国森すまいる住宅104
破産者　小島　邦子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成４４号
香川県高松市香川町浅野1373番地８
破産者　大山　義夫
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２５号
熊本市小糸山町90番地４
破産者　村上　忠和
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９２１号
横浜市港北区箕輪町３丁目26番23―202号
破産者　尾崎　　浩
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７号
岐阜県大垣市万石１丁目６番地５
破産者　北島　賢次
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第１８２０号
京都市東山区清水４丁目161番地６　清水ビル202号
破産者　寺川八千代
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
京都市左京区修学院山ノ鼻町８番地８、破産手続開始決定時の住所京都市左京区一乗寺東浦町43番地の27
破産者　清水　国弘
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１３９号
京都府亀岡市**蕪**田野町柿花畑ヶ中36番地10
破産者　西尾　　満
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
京都府亀岡市篠町見晴２丁目６番１号
破産者　青木　直史
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第７６号
兵庫県豊岡市江本55番地の６、開始決定時の住所京都府与謝郡与謝野町字下山田1921番地１
破産者　白數　良孝
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部